

養育費の支払い確保について (婚前契約の取り決め推進)

一般財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会
理事長 海野 恵美子

【現状】

離婚の協議をする場合に養育費の支払いの話し合いをする状況は、個々異なりますが、離婚に至った経緯により養育費の支払いについて十分に話し合いができない状況で離婚届を提出するケースも多く見受けられます。

夫婦間での協議ができない、離婚を急ぐ必要があるなどの理由から、不十分な離婚条件であっても離婚の合意をする場合があります。

【提言】

養育費などの取り決めに話し合いが可能な時期に設定する。

離婚協議の時 ⇒ 結婚時 (婚前契約)

※結婚時 (婚姻届用紙の受取り時、婚姻届け提出時等) に指導、または義務化する。

結婚前に契約書に明確に定めておけば、別居や離婚協議に至った場合にも、予め取り決めている婚前契約書に従って負担することになり、無用な争いを回避することができる。

○婚前契約書の基準づくり

- ・養育費の金額 (離婚時点での家庭裁判所の算定表を基準)
- ・負担を何歳までにするか (成人年齢 18 歳・20 歳、大学卒業まで)
- ・学費の負担 (専門学校、大学の費用)
- ・マイナンバー登録

※養育費の支払いを受けることは子どもの権利であると考えた場合
支払い義務を制限した婚前契約の法的整合性。

※婚前契約書作成窓口、費用負担 (公正証書)

*今後と今までを区別した法の整備をする必要がある。今後は契約書・誓約書等を添付して成人としての責任の重さを自覚する機会と捉え出来るだけ税金を使わない方法での法整備が必要と考えます。

*親権の問題も再婚の場合は改めて話合う機会が必要、再婚により子どもの人生も変わる事を考え、子どもの命の問題も生じる事を勘案して考えて頂きたい。

*今までの問題は行政による立て替え制度をお願いしたい。

令和2年7月31日